

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

| | |
|--------|--|
| 法令名 | 職業能力開発促進法施行規則 |
| 根拠条項 | 第71条第1項 |
| 処分の概要 | 技能検定試験の停止及び合格決定の取消 |
| 法令の定め | 職業能力開発促進法施行規則 第71条第1項 |
| 処分基準 | <p>技能検定の受検に関して次のような不正行為があったときは、職業能力開発促進法施行規則第71条第1項の処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・試験の実施中に不正を犯したとき・試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報の提供を求め、かつ、これを受けたとき・受験申請書に記載された、学歴、訓練歴、職歴その他受験資格又は免除資格に関係ある経歴が偽られたものであり、かつ、真実の経歴のもとでは受験申請書受付期間の最終日現在において必要な受験資格又は免除資格がないとき・その他受験に関して不正行為があったとき |
| 処分担当課 | 経済部労働政策局産業人材課産業訓練係（電話番号：011-204-5357） |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | （公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html ） |